第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、 意識の改革

<基本的考え方>

男女共同参画社会の形成のためには、社会制度・慣行が実質的に男女にどのような影響を及ぼすのか常に検討されなければならない。社会制度や慣行については、それぞれの目的や経緯を持って形成されてきたものではあるが、男女共同参画の視点から見た場合、明示的に性別による区別を設けていない場合でも、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合がある。

男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が必要である。その際、男性片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行への移行、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築といった視点が重要である。

我が国の社会経済の急速な変化に対応するため、新たな制度の構築や制度の抜本的な見直しが行われる中、男女共同参画の視点に立ち、男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた社会制度・慣行の見直しを進める。

また、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等に関する調査研究を進めるとともに、社会制度や慣行の背景にある固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画社会の形成に必要な法制度等の理解促進のため、効果的な広報・啓発等を行う。

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
「男女共同参画社会」という用語の周知度	64.6%	100%
	(平成 21 年)	(平成 27 年)
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	35.1%	50%以上
	(平成 21 年)	(平成 27 年)
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」と	37.0%	50%以上
いう用語の周知度	(平成 21 年)	(平成 27 年)
6 歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	1日当たり60分	1日当たり
	(平成 18 年)	2 時間 30 分 (平成 32 年)

1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

施策の基本的方向

多様なライフスタイルを尊重し、ライフスタイルの選択に対し中立的に働くよう社会制度・慣行を見 直す。その際、核家族化、共働き世帯の増加、未婚・離婚の増加、単身世帯の増加などの家族形態の変 化やライフスタイルの多様化に対応し、男性片働きを前提とした世帯単位から個人単位の制度・慣行へ の移行、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築、国際規範・基準の積極的な遵守や国 内における実施強化といった視点が必要である。また、女性の就業調整等を促す可能性のある制度の見 直し、高齢期の経済的自立につながる制度・環境の整備が重要である。

具体的施策

担当府省

ア 男女の社会における活動の選択に中立的な社会制度の検討

・税制、社会保障制度、家族に関する法制、賃金制度等、女性の就業を始めとする社会 | 内閣府、関係 における活動の選択に大きな関わりを持つ諸制度・慣行について、世論の動向を把握 し、様々な世帯形態間の公平性や諸外国の動向等にも留意しつつ、男女の社会(家庭 を含む。)における活動の選択に対する中立性等の観点から総合的に検討する。

府省

イ 税制の見直しの検討

・税制については、男女の社会における活動の選択に中立的な仕組みとしていくことが ┃ 財務省 重要である。個人所得課税については、従来は片働き夫婦子二人世帯を標準世帯と考 えて検討される側面が強かったが、今後は個人を中心とした考えを重視する必要があ る。国民生活に与える影響に配慮しつつ、配偶者控除の縮小・廃止を含めた税制の見 直しの検討を進める。

ウ 社会保障制度の検討

・社会保障制度について、男女の社会における活動の選択に中立的な仕組みとしていく ↓厚生労働省 ことが重要である。新たな年金制度についても、パートタイム労働者への年金制度の 適用の在り方も含め、この視点を十分に踏まえて検討を行っていく。その際、第3号 被保険者制度を今後どのようにしていくかという問題は、年金制度の基本的な体系に 関わるものであり、新たな年金制度に関する議論の中で幅広い観点から検討していく。

エ 家族に関する法制の整備等

・夫婦や家族の在り方の多様化や女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえ、婚姻適齢の 内閣府、法務 男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正について、引き続き検討を進める。 また、再婚の増加等に伴う家族の在り方の多様化、少子化など時代の変化等に応じ、 家族法制の在り方等について広く課題の検討を行う。

オ 政府の施策等が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査等

①政府の施策等が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査等

・政府の施策及び社会制度・慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調 内閣府 査(以下「男女共同参画影響調査」という。)を実施する。また、地方公共団体に対し て男女共同参画影響調査に関する情報提供を行い、地方での同様の取組を促す。

②職場・家庭・地域等における慣行の見直し

・職場・家庭・地域等様々な場における慣行のうち、男女の社会における活動の選択に 中立的でない影響を及ぼすものについて、広くその見直しを呼びかける。

内閣府

2 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

施策の基本的方向

男女共同参画の実現の大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別 に基づく固定的な役割分担意識である。このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、いまだ に根強く残っていることから、これを解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広 報・啓発活動を積極的に展開する。

また、男女共同参画社会の形成に向けて、国民の理解を得るための手立てをより一層講じる。

具体的施策

担当府省

ア 特に男性や若者世代を対象とした固定的性別役割分担意識の解消のための広報・啓 発の推進

男性や若者世代にとっての男女共同参画社会の形成の意義と責任や、地域・家庭等へ の男性や若者世代の参画を重視した広報・啓発活動を推進するとともに、男性や若者 世代等を対象とした学習プログラムの開発・実施を推進する。

内閣府、文部 科学省、関係 府省

イ 男女共同参画の必要性が共感できる広報・啓発活動の推進

・男性、子ども、若者世代などを含め、あらゆる層に対し、男女共同参画社会の形成の 意義と責任や、それぞれの立場からの参画への取組を重視した広報・啓発活動を推進 する。

内閣府、関係 府省

「男女共同参画社会」という用語の周知度を向上させる。

内閣府

ウ 男女共同参画に大きな影響を有する団体と連携した戦略的な広報・啓発の推進

①多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

・政府広報等において男女共同参画に関する広報を積極的に実施する。

全府省 全府省

・職場・家庭・地域において、男女共同参画に関する認識を深め、様々な慣習・慣行を 見直すとともに、男女共同参画を一層進めること等を目的として、広報・啓発活動を 展開する。その際、既に様々な分野に参画している女性の活動の成果が広く世の中に 目に見える形で伝わるように配慮する。また、特に、若者世代の男女への普及・啓発 について留意する。これらの活動は、地方公共団体、NGO等の協力を得つつ行い、 「男女共同参画週間」、「行政相談週間」、「人権週間」、「農山漁村女性の日」等多様な 機会を通じ、活字、映像、インターネットといった多様な広報・通信媒体を通じて進 める。

②多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進

・有識者、女性団体、経済団体、マスメディア、教育関係団体等広範な各種団体の代表 | 内閣府 からなる男女共同参画推進連携会議や地域版連携会議の活動を通じて、広く各界各層 との情報及び意見の交換や広報・啓発を行い、男女共同参画社会づくりに向けての国 民的な取組を推進する。また、地方公共団体、NGO等との連携の下に、「男女共同参 画社会づくりに向けての全国会議」の開催など全国レベル、地方レベルで関係者が一 堂に会する機会を提供することにより、男女共同参画の課題に関する意識の浸透を図 る。

3 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

施策の基本的方向

人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、各人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵 害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度の理解の促進を図る。また、 政府の施策に対する苦情の処理や人権が侵害された場合の被害者救済体制・相談体制の拡充を図る。

ア 教育・啓発を通じた人権に関する正しい理解の普及の推進

担当府省

文部科学省

・学校教育や社会教育において、法令等により保障される人権に関し、正しい知識の普 及を図る。

具体的施策

- ・国民一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めるため、様々な啓発活動を行 | 内閣府、法務 う。

省、厚生労働 省、関係府省

イ 法令や条約の分かりやすい広報等による周知の推進

男女共同参画に関連の深い男女共同参画社会基本法などの国内法令、女子に対するあ │ 内閣府、法務 らゆる形態の差別の撤廃に関する条約(以下「女子差別撤廃条約」という。)などの条 約等、男女共同参画に関する国内外の動向等(以下「男女共同参画に関連の深い法令・ 条約等」という。) について、分かりやすい広報の工夫などにより、その内容の周知に 努める。また、権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等の情報提供に努める。 その際、児童、高齢者、障害者、外国人等情報を得にくい状況にある者に対して配慮 する。

省、外務省、 関係府省

「女子差別撤廃条約」という用語の周知度を向上させる。

内閣府、外務 省、関係府省

ウ 人権が侵害された場合の被害者の救済体制及び相談体制の拡充

・政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済に ついて、行政相談制度や人権擁護機関等を積極的に活用する。また、相談に当たる職 員、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員、児童委員の研修の充実を図る。

内閣府、総務 省、法務省、 厚生労働省

各種人権問題の相談に応ずるため、全国の常設人権相談所に加え、各法務局・地方法 │ 法務省 務局の専用相談電話「女性の人権ホットライン」 や特設人権相談所を引き続き設置し、 男女共同参画社会の実現のための啓発活動や人権相談、人権侵犯事件の調査救済活動 に積極的に取り組む。また、相談内容に応じた助言のほか、関係機関への通報、日本 司法支援センターへの紹介、人権侵犯事件としての調査・処理を通じた救済の充実強 化に努める。さらに、これらの制度や活動について、その趣旨や内容を周知し、その 定着を図るため、広報活動の一層の充実を図る。

エ 外国人のための人権相談所の充実等国際化への対応の推進

・英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を引き続き設置し、更に │ 法務省 その内容を充実させるよう努める。

オ 政府職員の理解の促進等

・男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、政府職員、警察職員、消防職員、 教員、地方公務員等に対して、研修等の取組を通じて理解の促進を図る。また、法曹 関係者についても、同様の取組が進むよう、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの 協力を行う。

全府省

4 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供

施策の基本的方向

男女共同参画社会の形成の基礎的な条件整備として、男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・ 整備・提供が必要である。このため、男女共同参画社会の形成に関する総合的・基本的な課題に関する 調査研究を進める。また、男女の置かれている状況を客観的に把握することのできる調査を実施すると ともに、業務統計を含めた統計情報の収集・整備・提供を充実する。調査の実施や統計情報の収集等に 当たっては、可能な限り、個人、世帯員、従業者、利用者等の男女別データを把握し、利用者の要望や プライバシー保護に配慮した上で、可能な限り男女別データを表示して公開する。

ア 男女共同参画の現状・国民意識、苦情処理等に関する実態把握の実施

①男女共同参画社会の形成に関する調査研究

男女共同参画社会の形成に関する先進的な取組を行っている諸外国の事例等について 内閣府 調査研究を行う。その際、諸外国における社会制度について総合的な視点から調査研 究を行う。調査研究の成果は、各種の情報ネットワーク等を通じて、迅速かつ広範に 公表する。

具体的施策

担当府省

②統計調査等の充実

・男女共同参画をめぐる現状や国民の意識、苦情の処理等について、統計調査、意識調 査等を活用して、定期的に実態を把握する。

内閣府

イ 調査や統計における男女別等統計(ジェンダー統計)の充実

男女の置かれた状況を客観的に把握できる統計の在り方について検討を行い、男女及 | 全府省 び家族に関する学習・調査・研究に資するための情報を含め、男女共同参画社会の形 成に資する統計情報の収集・整備・提供に努める。なお、統計情報の提供に当たって は、国民による分析、研究の利用を可能とすることに留意する。また、統計調査の設 計、結果の表し方等について、男女共同参画の視点から点検し、必要に応じて見直す。

・統計情報について、可能な限り、男女別データを把握し、年齢別にも把握できるよう に努めるとともに、都道府県別データについても公表に努める。また、男女共同参画 | に関わる重要な統計情報は国民に分かりやすい形で公開し、周知を図る。さらに、研 究者による男女共同参画に関するより高度な分析を可能とするためにも、統計法(平 成19年法律第53号)に基づく二次的利用を推進するとともに、「公的統計の整備に関 する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定。以下「公的統計基本計画」という。) において決定された統計データ・アーカイブの整備に係る検討と連携し、男女共同参 画に関するより高度な分析に活用できるような仕組みに関する検討を進める。

内閣府、総務 省、関係府省

各種の政府の計画における数値目標等についても、その達成状況を可能な限り男女別 | に示すよう努める。

関係府省

ウ ジェンダー予算の推進に向けた検討

・各国の具体的な実施状況等を調査した上で、男女別等統計(ジェンダー統計)も踏ま え、我が国におけるジェンダー予算の在り方等について検討する。

内閣府

エ 無償労働の把握及び育児・介護等の経済的・社会的評価のための調査・研究の実施

①育児・介護等の時間の把握

・男女の育児、介護等の時間の把握については、社会生活基本調査における調査を通じ て引き続き行う。

総務省

②無償労働の把握等のための調査・研究

・家事、育児、介護、ボランティア活動などの無償労働の把握や家庭で担われている育 内閣府 児・介護などの経済的・社会的評価のための調査・研究を行う。